

信州やまなみ国スポ・全障スポ
実行委員会

第 1 回総会



令和 7 年 8 月 25 日（月）

オンライン会議

（主会場：長野市「ホテル国際 21 芙蓉の間」）

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会

第1回総会 次第

日 時：令和7年8月25日(月) 15:00～15:20

オンライン会議

(主会場：長野市 ホテル国際 21「芙蓉の間」)

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

- (1) 信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会委員の就任について
- (2) 第82回国民スポーツ大会の開催地及び会期の決定並びに第27回全国障害者スポーツ大会の開催地の決定について

4 審議事項

- (1) 第1号議案 総会から常任委員会等への委任事項の改正(案)について
- (2) 第2号議案 信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会 専門委員会規程(案)について
- (3) 第3号議案 信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会 募金・企業協賛推進委員会規程(案)について
- (4) 第4号議案 信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会 県外競技会運営委員会規程(案)について

5 閉 会

- 競技会場地市町村への国スポ旗の贈呈

報 告 事 項

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会委員の就任について

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会の設置に伴い、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会則第4条第3項に基づき新たに就任した委員は下記のとおりである。

(敬称略)

NO	区分	機関・団体名及び役職	氏 名
1	スポーツ	日本木ゾリ協会代表理事	吉崎 雄貴
2	スポーツ	長野県少林寺拳法連盟会長	佐々木 祥二
3	スポーツ	まつかわ森林セラピーの会代表者	北村 ゆかり
4	スポーツ	長野県スポーツウエルネス吹矢協会会長	沖 正雄
5	スポーツ	特定非営利活動法人チャレンジゆうAchi理事長	井原 毅
6	スポーツ	安曇野市テコンドー協会会長	望月 雄内
7	スポーツ	日本拳法長野県連盟会長	田中 正
8	スポーツ	長野県バイアスロン連盟会長	百瀬 公基
9	スポーツ	MHS Hip Hop Dance School代表	中澤 小百合
10	スポーツ	特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟理事長	増田 明美
11	スポーツ	オブセオープンオアシス代表	市川 博之
12	スポーツ	長野県マレットゴルフ連盟会長	中島 睦
13	スポーツ	日本フロアバレーボール連盟会長	西村 源
14	スポーツ	長野県電動車椅子サッカー協会会長	木村 和彦

第 82 回国民スポーツ大会の開催地及び会期の決定並びに 第 27 回全国障害者スポーツ大会の開催地の決定について

令和 7 年 7 月 16 日（水）に開催された公益財団法人日本スポーツ協会の理事会において、第 82 回国民スポーツ大会の開催地及び大会会期が決定した。

併せて、第 27 回全国障害者スポーツ大会の開催も決定した。

○第 82 回国民スポーツ大会の開催地及び会期の決定

開催地：長野県

会 期：令和 10 年 10 月 1 日（日）～10 月 11 日（水）

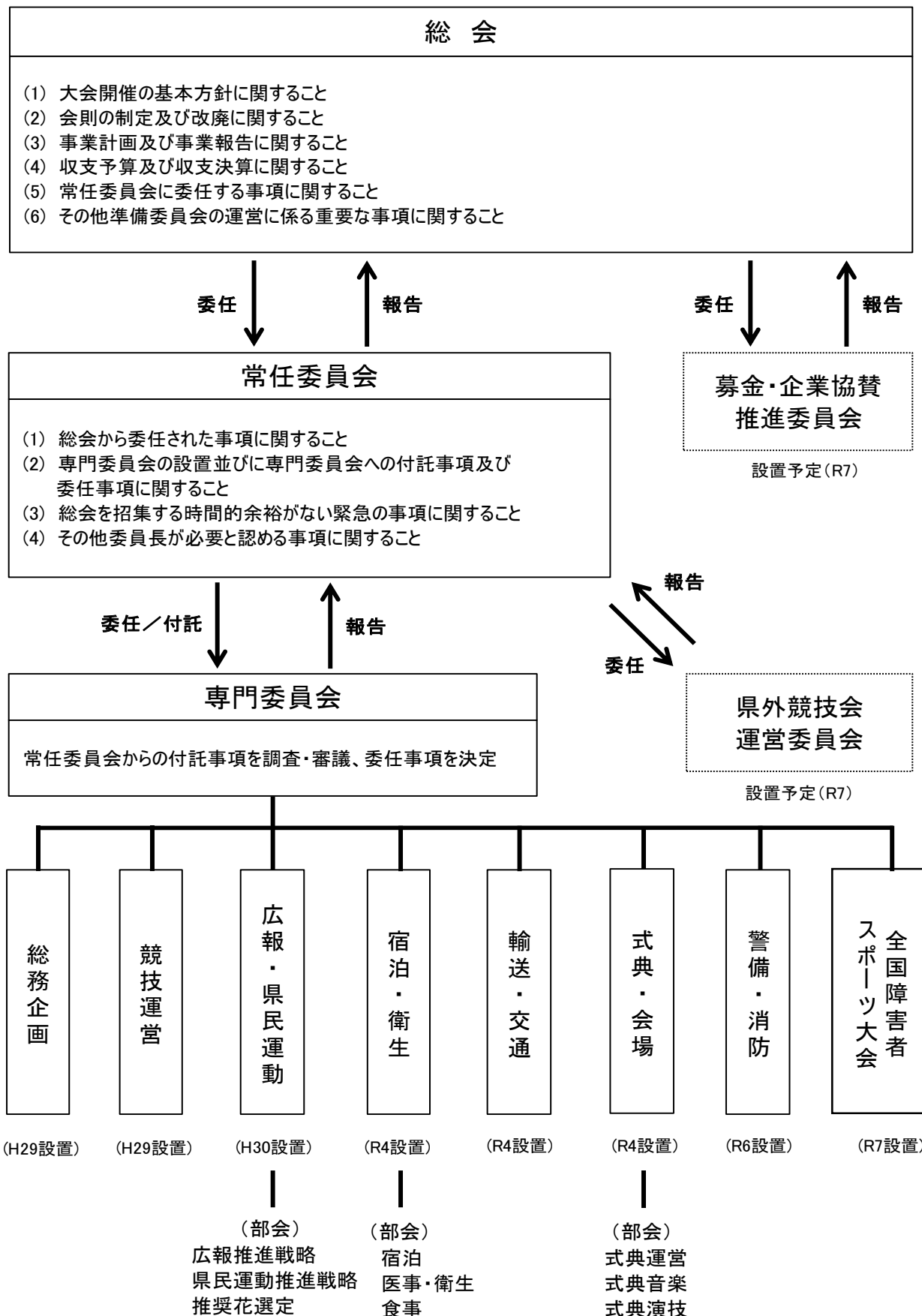
○第 27 回全国障害者スポーツ大会の開催地の決定

開催地：長野県

※会期は、公益財団法人日本パラスポーツ協会及びスポーツ庁と協議中

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会 構成図(案)

(事務局:観光スポーツ部 国スポ・全障スポ大会局)



審 議 事 項

総会から常任委員会等への委任事項（案）

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会則（以下「会則」という。）第 11 条第 4 項第 5 号の規定による常任委員会への委任事項等は、次のとおりとする。

（常任委員会への委任事項）

- 1 大会開催に関する方針（会則第 11 条第 4 項第 1 号の「大会開催の基本方針」を除く。）及び計画の策定に関すること。
- 2 競技会場地市町村及び競技施設の選定に関すること。
- 3 総合開・閉会式会場の選定に関すること。
- 4 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担方針に関すること。
- 5 競技役員等の編成及び養成に関すること。
- 6 競技施設の整備計画に関すること。
- 7 総務企画及び運営に関すること。
- 8 大会実施競技に関すること。
- 9 広報及び県民運動に関すること。
- 10 宿泊及び衛生に関すること。
- 11 輸送及び交通に関すること。
- 12 式典の企画及び運営に関すること。
- 13 医療救護、警備及び消防に関すること。
- 14 その他大会開催準備及び運営に関すること（会則第 11 条第 4 項第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号の事項を除く。）。

（募金・企業協賛推進委員会への委任事項）

募金及び企業協賛の推進に関すること。

新旧対照表(案)

改 正 後	改 正 前
総会から常任委員会等への委任事項 信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会則（以下「会則」という。）第 11 条第 4 項第 5 号の規定による常任委員会への委任事項等は、次のとおりとする。 <u>（常任委員会への委任事項）</u> 1 大会開催に関する方針（会則第 11 条第 4 項第 1 号の「大会開催の基本方針」を除く。）及び計画の策定に関すること。 2 競技会場地市町村及び競技施設の選定に関すること。 3 総合開・閉会式会場の選定に関すること。 4 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担方針に関すること。 5 競技役員等の編成及び養成に関すること。 6 競技施設の整備計画に関すること。 7 総務企画及び運営に関すること。 8 大会実施競技に関すること。 9 広報及び県民運動に関すること。 10 宿泊及び衛生に関すること。 11 輸送及び交通に関すること。 12 式典の企画及び運営に関すること。 13 医療救護、警備及び消防に関すること。 14 その他大会開催準備及び運営に関すること（会則第 11 条第 4 項第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号の事項を除く。）。 <u>（募金・企業協賛推進委員会への委任事項）</u> <u>募金及び企業協賛の推進に関すること。</u>	総会から常任委員会への委任事項 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会則（以下「会則」という。）第 11 条第 4 項第 5 号の規定による常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。 1 大会開催に関する方針（会則第 11 条第 4 項第 1 号の「大会開催の基本方針」を除く。）及び計画の策定に関すること。 2 競技会場地市町村及び競技施設の選定に関すること。 3 総合開・閉会式会場の選定に関すること。 4 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担方針に関すること。 5 競技役員等の編成及び養成に関すること。 6 競技施設の整備計画に関すること。 7 総務企画及び運営に関すること。 8 大会実施競技に関すること。 9 広報及び県民運動に関すること。 10 宿泊及び衛生に関すること。 11 輸送及び交通に関すること。 12 式典の企画及び運営に関すること。 13 医療救護、警備及び消防に関すること。 14 その他大会開催準備に関すること（会則第 11 条第 4 項第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号の事項を除く。）。 （新設）

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会専門委員会規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会則第14条第 3 項の規定により、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の名称等）

第 2 条 委員会の名称並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

（1）委員長 1 人

（2）副委員長 1 人

2 委員長及び副委員長は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、副委員長及び委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、委員会に出席できない副委員長及び委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該副委員長及び委員は、出席したものとみなす。

3 委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、緊急を要するため委員会を招集する時間的余裕がないと認めるとき又は議題が委員会の権限に属する事項で軽易なものと認めるときは、書面により委員会を開催することができる。この場合において、書面で議決に加わった副委員長及び委員を委員会に出席したものとみなす。

5 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年 月 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会の各委員会の委員長若しくは副委員長又は部会の委員である者は、それぞれ各委員会の委員長若しくは副委員長又は部会の委員に委嘱されたものとみなす。

(別表) (第2条関係)

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総合的な計画の立案に関する こと。 2 競技会場地市町村及び競技施設 の選定に関すること（デモン ストレーションスポーツ及びオー プン競技に係るものを除く。） 3 総合開・閉会式会場の選定に関 すること。 4 県及び競技会場地市町村の業務 分担・経費負担方針に関する こと。 5 競技施設の整備計画に関する こと。 6 他の専門委員会に属さない重 要な事項に関すること。	1 総合的な計画の推進に関する こと。 2 文化プログラムに関する こと。 3 他の専門委員会に属さない事 項に関すること。
競技運営 専門委員会	1 競技運営等基本的事項に関する こと（全国障害者スポーツ大会 に係るものを除く。以下この項 において同じ。） 2 競技運営に係る計画の立案に 関すること。 3 競技用具の整備計画に関する こと。 4 デモンストレーションスポーツ の実施競技、競技会場地市町村 及び競技施設の選定に関する こと。 5 その他競技運営に係る重要な 事項に関すること。	1 競技運営に係る計画の推進に関 すること（全国障害者スポーツ大 会に係るものを除く。以下この項 において同じ。） 2 大会実施競技に関する こと。 3 競技役員等の養成及び編成に 関すること。 4 競技用具整備の推進に関する こと。 5 競技記録に関する こと。 6 リハーサル大会に関する こと。 7 その他競技運営に関する こと。

広 報・県 民 運 動 専 門 委 員 会	1 広報の基本的事項に関する事 2 県民運動の基本的事項に関する 3 その他広報及び県民運動に係 る重要な事項に関する事。	1 広報及び啓発の実施に関する 事。 2 県民運動の推進に関する事。 3 愛称・スローガン、マスコット 等に関する事。 4 報道機関との調整に関する事。 5 記録映像及び記録写真に関する 事。 6 その他広報及び県民運動に関 する事。
宿 泊・衛 生 専 門 委 員 会	1 宿泊の基本的事項に関する事。 2 医事・衛生の基本的事項に関す る事。 3 その他宿泊及び医事・衛生に係 る重要な事項に関する事。	1 宿泊業務に関する事。 2 標準献立及び食品調達に関する 事。 3 医療救護及び防疫に関する事。 4 食品衛生及び環境衛生に関する 事。 5 その他宿泊及び医事・衛生に関 する事。
輸 送・交 通 専 門 委 員 会	1 輸送及び交通の基本的事項に 関する事。 2 その他輸送及び交通に係る重 要な事項に関する事。	1 全国輸送に関する事。 2 開・閉会式等の輸送に関する事。 3 競技会場地の輸送に関する事。 4 その他輸送及び交通に関する 事。
式 典・会 場 専 門 委 員 会	1 式典及び開・閉会式等の会場の 基本的事項に関する事。 2 その他式典に係る重要な事項 に関する事。	1 開・閉会式等の企画及び運営に 関する事。 2 式典音楽に関する事。 3 式典演技に関する事。 4 大会旗・炬火リレーに関する事。 5 開・閉会式等の会場の管理に関 する事。 6 その他式典に関する事。
警 備・消 防 専 門 委 員 会	1 警備及び消防防災の基本的事 項に関する事。 2 その他警備及び消防防災に係 る重要な事項に関する事。	1 警備及び消防防災に係る計画 の推進に関する事。 2 その他警備及び消防防災に係 る事項の推進に関する事。
全国障害者 ス ポー ツ 大 会 専 門 委 員 会	1 全国障害者スポーツ大会の基 本的事項に関する事。 2 オープン競技の実施競技及び会 場地市町村の選定に関する事。 3 その他全国障害者スポーツ大会 に係る重要な事項に関する事。	1 全国障害者スポーツ大会の競 技に関する事。 2 その他全国障害者スポーツ大 会に関する事（他の専門委員会 の委任事項に属するものを除 く。）

新旧対照表（案）

改正後	改正前
信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会専門委員会規程 （趣旨） 第1条 この規程は、<u>信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会則第14条第3項の規定により基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u> 第2条（略） （役員） 第3条 委員会に次の役員を置く。 （1）委員長 1人 （2）副委員長 1人 2 委員長及び副委員長は、<u>信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。</u> 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 （会議） 第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。 2 <u>委員会は、副委員長及び委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、委員会に出席できない副委員長及び委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該副委員長及び委員は、出席したものとみなす。</u> 3 <u>委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u> 4 <u>委員長は、緊急を要するため委員会を招集する時間的余裕がないと認めるとき又は議題が委員会の権限に属する事項で軽易なものと認めるときは、書面により委員会を開催することができる。この場合において、書面で議決に加わった副委員長及び委員を委員会に出席したものとみなす。</u> 5 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。 第5条～第6条（略） （削除） 附 則 1 <u>この規程は、令和7年 月 日から施行する。</u> 2 <u>この規程の施行の際、現に第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会の各委員会の委員長若しくは副委員長又は部会の委員である者は、それぞれ各委員会の委員長若しくは副委員長又は部会の委員に委嘱されたものとみなす。</u>	第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会専門委員会規程 （趣旨） 第1条 この規程は、<u>第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会則第13条第3項の規定により基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u> 第2条（略） （役員） 第3条 委員会に次の役員を置く。 （1）委員長 1名 （2）副委員長 1名 2 委員長及び副委員長は、<u>第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。</u> 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 （会議） 第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。 第5条～第6条（略） 附 則 この規程は、平成29年12月20日から施行する。 この規程は、平成30年11月9日から施行する。 この規程は、令和2年12月18日から施行する。 この規程は、令和4年5月31日から施行する。 この規程は、令和5年2月8日から施行する。 この規程は、令和5年5月31日から施行する。 この規程は、令和6年7月26日から施行する。 この規程は、令和7年2月12日から施行する。 （新設）

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
委員会名	付託事項	委任事項	委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1（略） 2 競技会場地市町村 及び競技施設の選定 に関すること（デモ ンストレーションス ポーツ及びオープン 競技に係るものを除 く。） 3～6（略）	（略）	総務企画 専門委員会	1（略） 2 競技会場地市町村 及び競技施設の選定 に関すること（デモ ンストレーションス ポーツ及びオープン 競技を除く。） 3～6（略）	（略）
競技運営 専門委員会	1 競技運営等基本的 事項に関すること （ <u>全国障害者スポー ツ大会に係るものを 除く。以下この項に おいて同じ。</u> ） 2～5（略）	1 競技運営に係る計 画の推進に関するこ と（ <u>全国障害者ス ポーツ大会に係るも のを除く。以下この 項において同じ。</u> ） 2～7（略）	競技運営 専門委員会 （ <u>全国障害 者スポーツ 大会を除 く</u> ）	1 競技運営等基本的 事項に関すること 2～5（略）	1 競技運営に係る計 画の推進に関するこ と 2～7（略）
広報・県民 運動専門委 員会	（略）	（略）	広報・県民 運動専門委 員会	（略）	（略）
宿泊・衛生 専門委員会	（略）	（略）	宿泊・衛生 専門委員会	（略）	（略）
輸送・交通 専門委員会	（略）	（略）	輸送・交通 専門委員会	（略）	（略）
式典・会場 専門委員会	（略）	（略）	式典・会場 専門委員会	（略）	（略）
警備・消防 専門委員会	（略）	（略）	警備・消防 専門委員会	（略）	（略）
全国障害者 スポーツ大 会専門委員 会	（略）	1（略） 2 その他全国障害者 スポーツ大会に関す ること（他の専門委 員会の委任事項に属 するものを除く。）	全国障害者 スポーツ大 会専門委員 会	（略）	1（略） 2 その他全国障害者 スポーツ大会に関す ること（他の専門委 員会の委任事項は除 く。）

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会募金・企業協賛推進委員会規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会則第 13 条第 3 項の規定により、県民・企業等の幅広い協力を得て、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会に向けた募金・協賛の推進を図る募金・企業協賛推進委員会（以下「推進委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（役員）

第 2 条 推進委員会に次の役員を置く。

（1）委員長 1 人

（2）副委員長 若干人

2 委員長及び副委員長は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を行う。

（会議）

第 3 条 推進委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 推進委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 推進委員会は、副委員長及び委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、推進委員会に出席できない副委員長及び委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該副委員長及び委員は、出席したものとみなす。

4 推進委員会の議事は、出席した副委員長及び委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、緊急を要するため推進委員会を招集する時間的余裕がないと認めるとき又は議題が推進委員会の権限に属する事項で軽易なものと認めるときは、書面により推進委員会を開催することができる。この場合において、書面で議決に加わった副委員長及び委員を推進委員会に出席したものとみなす。

6 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委任）

第 4 条 この規程に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 月 日から施行する。

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会県外競技会運営委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会則第15条第3項の規定により、県外競技会運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（運営委員会の名称等）

第2条 運営委員会の名称及び常任委員会からの委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 若干人
- 2 委員長及び副委員長は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- 3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第4条 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 運営委員会は、副委員長及び委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、運営委員会に出席できない副委員長及び委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該副委員長及び委員は、出席したものとみなす。
- 3 運営委員会の議事は、出席した副委員長及び委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、緊急を要するため運営委員会を招集する時間的余裕がないと認めるとき又は議題が運営委員会の権限に属する事項で軽易なものと認めるときは、書面により運営委員会を開催することができる。この場合において、書面で議決に加わった副委員長及び委員を運営委員会に出席したものとみなす。
- 5 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委任）

第5条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和7年 月 日から施行する。

(別表) (第2条関係)

名称	委任事項
ライフル射撃 (50m、10m、BR・BP) 競技会運営委員会	1 競技会の総合的な計画の推進に関すること。 2 競技運営に係る計画の推進に関すること。 3 広報等に関すること。 4 医療救護、食品衛生及び環境衛生に関すること。 5 交通に関すること。 6 警備及び消防の計画の推進に関すること。 7 その他県外競技会を開催するために必要な事項に関すること。

大会旗の贈呈

競技会場地市町村への国スポ旗の贈呈

大会旗贈呈市町村

国スポ旗（デモンストレーションスポーツ）

市町村名	実施競技	選定
宮田村	スポーツフェスティバル	第3次
筑北村	日本拳法	第3次